

平成29年7月31日

塩尻市立小・中学校通学区域審議会会長 様

塩尻市教育委員会



塩尻市立小学校及び中学校通学区域の一部変更について（諮問）

塩尻市立小学校及び中学校通学区域の一部変更について、塩尻市立小・中学校通学区域審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問内容

塩尻市立塩尻西小学校、桔梗小学校、塩尻中学校及び広陵中学校の通学区域の一部変更について

2 諮問理由

住民基本台帳ベースによる推計に基づく児童生徒数の増減地域について、適正な学校規模維持のため、塩尻市立小・中学校通学区域審議会の意見を求めるものです。

3 該当地域等

- (1) 該当地域 大門七区のうち国道19号南側地域
- (2) 現在の指定学校 塩尻市立桔梗小学校及び広陵中学校
- (3) 変更後の指定学校 塩尻市立塩尻西小学校及び塩尻中学校

平成 29 年 7 月 31 日

1 該当地域の検討

- (1) 学校規模の適正化（大規模校及び小規模校）への対応
- (2) 塩尻駅北区画整理事業に伴う児童生徒数の増加
- (3) 通学距離を考慮

上記の理由から、大門七区のうち国道 19 号南側地域を該当地域としたもの。

2 通学区域の見直し案

< A 案 >

※平成 32 年度から、塩尻駅北区画整理事業に伴う児童生徒数の増加の見込みから。また、通学区域変更についての周知期間を設けることから。

1 通学区域変更年度等

- (1) 平成 32 年度以降の小学校入学児童について適用する。
- (2) 中学校については、平成 38 年度の入学生徒からの適用となる。
- (3) 平成 25 年度出生児童（現 4 歳児）から対象となる。

2 課題等

- (1) 平成 32 年度から、広陵中学校が 19 学級となる見込みから、プレハブ教室のリースについて、予定しておく必要がある。
- (2) 平成 31 年度入学までの桔梗小学校児童は、広陵中学校へ通学することとなる。

<B案>

※平成 34 年度の桔梗小学校入学学年が 5 学級となること及び、塩尻西小学校が学年単学級となる見込みから。

1 通学区域変更年度等

- (1) 平成 34 年度以降の小学校入学児童について適用する。
- (2) 中学校については、平成 40 年度の入学生徒からの適用となる。
- (3) 平成 27 年度出生児童（現 2 歳児）から対象となる。

2 課題等

- (1) 平成 32 年度から、広陵中学校が 19 学級となる見込みから、プレハブ教室のリースについて、予定しておく必要がある。
- (2) 平成 33 年度入学までの桔梗小学校児童は、広陵中学校へ通学することとなる。

<C案>

1 通学区域変更年度等

※平成 32 年度から、広陵中学校が 19 学級となること及び、塩尻駅北区画整理事業に伴う児童生徒数の増加の見込みから。

- (1) 平成 32 年度以降の小学校及び中学校入学児童生徒について適用する。
- (2) 平成 19 年度出生児童（現小学 4 年生）から、及び平成 25 年度出生児童（現 4 歳児）から対象となる。

2 課題等

- (1) 平成 32 年度から、広陵中学校が 19 学級となる見込みだが、通学区域見直しにより、プレハブ教室のリースが不要となる可能性がある。
- (2) 現在の桔梗小学校 4 年生から、塩尻中学校へ通学することとなる。

<共通事項>

1 経過措置

- (1) 平成 30 年度から、塩尻西小学校及び塩尻中学校への指定校変更を可能とする。
- (2) 兄弟が、桔梗小学校又は広陵中学校へ、通学している又は通学していた児童生徒については、引き続き、桔梗小学校又は広陵中学校への通学を可能とする。

3 その他

- (1) 保護者等からの意見等の受付
 - ・電子メール及び電話による
 - ・「ご意見用紙」による
- (2) 情報提供
 - ・「通学区域だより」の発行（小中学校、保育園、地域）
 - ・市ホームページ及び市広報紙へ記事掲載
- (3) 市教育委員会からの意見
 - 住民からの意見を審議会へつなげて、丁寧に進めてほしい。